

## 目的

自転車利用者の交通ルール無視（無知）や交通マナーの欠如が原因で発生する交通事故や危険・迷惑行為、違法駐輪が社会問題となっていることから、自転車利用者の安全意識の高揚を図ることを目的とする。

## 期間

年間随時

## 運動重点

- 1 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底
- 2 自転車利用者自身の安全確保
- 3 自転車保険等の加入の促進

## 運動の進め方

運動を効果的に推進するため、関係機関・団体及び市町村交通安全対策協議会等は、地域の関係機関・団体等との連携を密にして、各種対策を積極的に実施するものとする。

### 自転車保険等に加入していますか？

自転車による交通事故で相手方を死傷させてしまい、高額な賠償請求を命じられる事例が発生しています。万が一の事故に備え、自転車保険等に加入しましょう。

#### ■事故による損害を補償する自転車保険等の種類一覧

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自動車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向け保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共済		全労災、県民共済など
TSマーク付帯保険		自転車安全整備店で点検・整備を受けた自転車の車両に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

# 運動重点に関する主な推進項目

## ① 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール（原則として車道通行、いわゆる「逆走」の禁止等）、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- イ 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- ウ 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底

「自転車安全利用五則」とは・・・

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

## ② 自転車利用者自身の安全確保

- ア 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメットの着用の推奨
- イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車について、転倒防止のための利用方法に関する具体的な危険性の周知等、安全利用の促進
- ウ 降雪期における自転車利用自粛の呼びかけ
- エ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

## ③ 自転車保険等の加入の促進

自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

ぜひご利用ください！

青森県 交通安全

知ってますか？守ってますか？『自転車の交通ルール』

自転車ハンドブック『「ながらスマホ」は絶対にダメ！』（青森県作成）

青森県交通安全対策ホームページでPDF ファイルを公開しています。印刷の上、研修会等で幅広くご利用ください。

